

彩の国  埼玉県



令和5年度

# 事務概要

埼玉県監査事務局

## 目 次

### 事務概要

#### 監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌 1

##### 1 監査等の種類と監査結果の区分

(1) 監査等の種類 2

(2) 監査結果の区分 3

##### 2 監査等の概要

監査等の種類・内容・実施課所数等・監査結果等 4

##### 3 監査の結果等

(1) 定期監査 6

(2) 特定事務監査（テーマ監査） 10

(3) 財政的援助団体等監査 13

(4) 決算審査 12

(5) 健全化判断比率等審査 19

(6) 住民監査請求監査 21

(7) 内部統制評価報告書審査 23

### ≪資料編≫

#### 令和5年度に公表又は提出した監査の結果等

##### 1 定期監査

(1) 定期監査年度別実施課所数 25

(2) 監査の結果等

ア 令和5年度第1回 26

イ 令和5年度第2回 28

ウ 令和5年度第3回 29

エ 令和5年度第4回 34

2 財政的援助団体等監査 36

##### 3 住民監査請求

(1) 年度別処理状況 38

(2) 請求事案及び結果 38

# 監 査 委 員

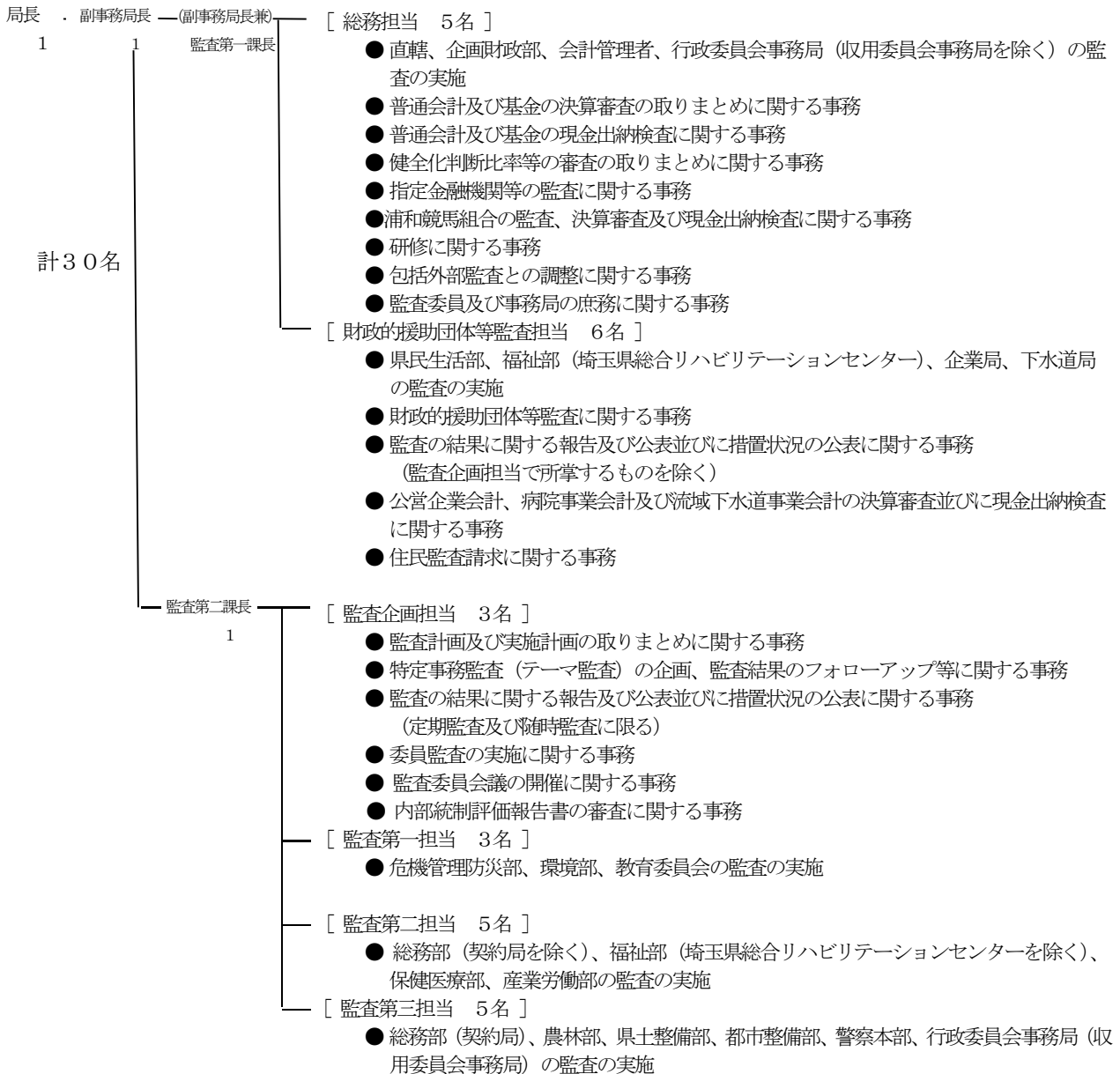
地方自治法第 195 条及び第 196 条の規定に基づき、識見を有する者 2 人、県議会議員 2 人の計 4 人を監査委員と  
しています。

令和 5 年度

氏 名	区 分	備 考
小 山 彰	代 表 監 査 委 員 非 常 勤 出 議 見 選 出	公認会計士 R2. 3. 27～R6. 3. 26
間 嶋 順 一	監 査 委 員 常 勤 出 議 見 選 出	税理士 R3. 7. 11～R7. 7. 10
武 内 政 文	監 査 委 員 非 常 勤 出 議 員 選 出	R5. 5. 23～R6. 3. 27
岡 地 優	監 査 委 員 非 常 勤 出 議 員 選 出	R5. 5. 23～R6. 3. 27

## 監査事務局の組織及び事務分掌

令和 5 年度



## 1 監査等の種類と監査結果の区分

### (1) 監査等の種類

監査委員が実施する監査等の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第2項、 第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
①直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
②議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
③知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	
④住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
⑤職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	毎年度1回
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき
11 内部統制評価報告書審査	法第150条第5項	毎年度1回以上

※ 法 …… 地方自治法

企業法 …… 地方公営企業法

健全化法 …… 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

## (2) 監査結果の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、次のように区分して公表しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

※ 指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告

意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの

※ 上記のほか、同条第11項に基づき、監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認められる事項について、理由を付して必要な措置を講ずべきことを勧告する場合がある。

## 2 監査等の概要（令和5年度実施分）

令和5年度に実施した監査等は、次のとおりです。

監査等の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>予算や法令に従って適正になされているかという合规性、正確性の視点に加え、事務の執行が最少の経費で最大の効果を上げているかという経済性、効率性、有効性の視点から監査を実施しました。</p> <p>令和5年度は、「予定価格の設定方法の確認と課題の把握」、「備品の管理状況及び活用状況の確認と課題の把握」、「内部統制制度への対応状況の確認と課題の把握（教育委員会のみ）」を重点監査項目としました。</p>	582課所	指摘 1件 注意 7件 意見 1件
特定事務監査 (テーマ監査)	<p>組織横断的な課題について、効率的・効果的な行財政運営及び施策を実現するため、特定事務にテーマを定めた監査を実施しました。</p> <p>(テーマ) 新型コロナウイルス感染拡大防止策について ~ウィズコロナが求められる中で、これまでの検証や今後を見据えた取組~</p>	4課	意見 3件
財政的援助団体等監査	<p>資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理者及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	67団体 75箇所	指摘 なし 注意 なし
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査を行うものです。</p>	受付5件	却下 4件  監査委員除斥による監査未実施 1件
決算審査 (令和4年度決算)	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 15特別会計 5公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率等審査 (令和4年度決算)	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 5公営企業会計	同上
基金運用状況審査 (令和4年度決算)	<p>基金が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているか審査しました。</p>	2基金	同上

<b>現金出納検査</b>	県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。	一般会計 15 特別会計 5 公営企業 会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出
<b>内部統制評価報告書審査</b> (令和4年度報告書)	内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査しました。	知事部局	知事へ審査意見書を提出

### 3 監査の結果等（令和5年度公表・提出分）

#### (1) 定期監査

##### ア 公表回別結果一覧

監査の結果に関する報告は、おおむね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。  
令和5年度の監査結果は、次のとおり提出及び公表をしました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
令和5年度 第1回公表 (提出日 5年 9月25日) (公表日 5年10月 6日)	190機関 (本庁各課)	5年 4月13日 ～ 8月10日	指摘 なし 注意 1 意見 なし
令和5年度 第2回公表 (提出日 5年12月 5日) (公表日 5年12月15日)	24機関 (地域機関)	5年 8月23日 ～ 10月13日	指摘 なし 注意 なし 意見 なし
令和5年度 第3回公表 (提出日 6年 2月21日) (公表日 6年 3月 5日)	228機関 (地域機関)	5年10月16日 ～ 12月21日	指摘 1 注意 6 意見 1
令和5年度 第4回公表 (提出日 6年 6月18日) (公表日 6年 6月28日)	140機関 (地域機関)	6年 1月10日 ～ 6年 1月31日	指摘 なし 注意 なし 意見 なし

##### イ 分野別・性質別結果一覧

令和5年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分	指 摘	注 意	意 見	計	
分 野 別	収入		1	1	
	支出	1		1	
	調達手続		5	5	
	契約内容		1	1	
	財産				
	業務運営			1	1
	その他				
	計	1	7	1	9
性 質 別	管理の不備	1	1		2
	運用の不備		6		6
	不注意				
	不経済			1	1
	非効率				
	計	1	7	1	9



## ウ 事例

### (ア) 指摘

#### 支出・管理の不備（令和6年3月5日公表）

・日額の会計年度任用職員（調理補助員）の報酬について、少なくとも令和4年度内に22日間にわたり勤務実態のない休日を支給対象として支出していたことは、著しく不適切であった。令和3年度以前も含め、同様の取扱による過支給額を確認の上、速やかに戻入処理すべきである。

また、報酬の支給に当たり、チェック体制や職員に対する管理監督等が不十分であり、不適正な事務の管理執行体制となっていた。（教育委員会 和光特別支援学校）

### (イ) 注意

#### 調達手続・運用の不備（令和5年10月6日公表）

・令和4年度に締結した「社会資本整備総合交付金（公園）工事（橋面舗装・木道改修）」について、契約変更をしていたが、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。（環境部 みどり自然課）

#### 契約内容・運用の不備（令和6年3月5日公表）

・令和4年度及び令和5年度の「産廃処理業務委託（単価契約）（役務費）」において、契約書に記載していない種類の産業廃棄物の処理を委託していたことは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に照らし不適切であった。

（県土整備部 飯能県土整備事務所）

#### 調達手続・運用の不備（令和6年3月5日公表）

・令和5年度に締結した「河川維持修繕工事（新方川樋管昇降階段移設工）603」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。（県土整備部 総合治水事務所）

#### 調達手続・運用の不備（令和6年3月5日公表）

・令和5年度分の園地管理業務委託（1～8工区）、刈草処分業務委託、園地管理業務委託（樹木剪定）の計10件の契約について、予定価格調書を封書していなかったことは不適切な事務処理であった。（教育委員会 さきたま史跡の博物館）

#### 収入・運用の不備（令和6年3月5日公表）

・検定等に係る行政財産使用許可に伴う管理費（電気料）について、夏季や冬季に使用した際、冷暖房設備の使用料を徴収していないことから、徴収額が過小となったことは不適切であった。

また、使用許可に当たり、冷暖房の使用を確認していなかったことは不適切であった。（教育委員会 上尾高等学校）

**調達手続・運用の不備（令和5年3月5日公表）**

・令和5年度の都市ガス受給契約に係る一般競争入札について不落となったが、予定価格を変更しないまま応札者から提出された当初入札額と同額の見積書をもって契約を締結したことにより、結果として契約額が予定価格を超過したことは不適切であった。（教育委員会 川越特別支援学校）

**調達手続・運用の不備（令和6年3月5日公表）**

・令和5年度に締結した「非常用発電設備修繕」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。（警察本部 飯能警察署）

**（ウ）意見**

**業務運営・不経済（令和6年3月5日公表）**

・近代美術館では常設展や企画展の受付及び監視業務を会計年度任用職員40名が展示状況に応じてシフトを組みながら行っている。当該職員の報酬及び費用弁償額は令和4年度実績で32,104,156円の支出額であるほか、シフト調整や勤務・サービスの管理は総務担当の常勤職員が担い、相当の事務量が生じている。

受付及び監視業務は観覧料の收受、展示品の案内、来館者の適切な鑑賞の監視といった内容であるが、同種業務のある同規模施設を調査したところ、以前から長期継続契約により委託化しており、円滑に運営されている事例もある。

そこで、近代美術館においても受付及び監視業務を委託化することは十分可能であり、事例施設の契約状況等を参考にして当館の委託額を試算したところ、実績ベースでは約5%・150万円程度、予算ベースでは約17%・630万円程度の経費削減が可能と想定される。さらに、競争入札に付した場合、更に経済性が発揮されることが期待できるとともに、現状の会計年度任用職員のシフト調整や勤務管理業務に要する事務量と委託した場合の事業者への監督業務に要する事務量を比較しても常勤職員の業務量が大きく軽減されると考えられる。

また、企画展に係る当初予算額は減少傾向にあり、これと比例するように令和4年度における企画展観覧者数は新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年度と比較し約半減しており、観覧者数の増加による特定財源収入の確保の観点から、展示内容の充実が求められる。

電気料の高騰など施設の維持管理コストが増加する中でも低廉な観覧料を維持しつつ、限られた予算でより多くの県民に来館いただく魅力的な展示をするため、受付及び監視業務の委託化について、具体的に検討していただきたい。

（教育委員会 近代美術館）

## エ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

(令和6年3月末現在)

監査実施	監査結果			改善措置状況		備考
	指摘	注意	計	措置済	未措置	
5年度	1	7	8	1	7 (指摘1、注意6)	未措置の7件は令和6年6月に措置済
4年度	1	6	7	7	—	
3年度	0	16	16	16	—	

## オ 主な事例

### (ア) 指摘

対象機関	監査の結果(監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置(措置の公表日・県報の号数)
教育委員会 和光特別支援学校	<p>日額の会計年度任用職員(調理補助員)の報酬について、少なくとも令和4年度内に22日間にわたり勤務実態のない休日を支給対象として支出していたことは、著しく不適切であった。令和3年度以前も含め、同様の取扱による過支給額については速やかに戻入処理すべきである。</p> <p>また、報酬の支給に当たり、チェック体制や職員に対する管理監督が不十分であり、不適正な事務の管理執行体制となっていた。</p> <p>(令和6年3月5日・第495号)</p>	<p>過支給額を確認した結果、令和2年度から令和4年度に過支給があり、その合計額は474,235円であった。令和6年2月8日に調定し、令和6年2月17日までにすべて戻入された。</p> <p>再発防止のため、事務職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <p>1 報酬支給事務に関する正確な知識を習得するため、所属の出納員(事務長)が事務職員全員に対し会計年度任用職員の取扱要綱及び運用通知を用いて研修を行い、適正な執行を徹底した。</p> <p>2 勤務条件通知書の勤務時間等を記載する欄に、給食実施計画で予定された日及び臨時で給食を実施する日のみを勤務の日とすることを明記して、日額報酬の支給対象日を明確にすることとした。</p> <p>3 報酬の支給決定に当たっては、要綱、運用及び手引きを必ず確認した上で行うこととした。</p> <p>4 給与管理システムに勤務実績を入力する前、支給明細配信時、及び毎月の自己検査の際に、支給対象日及び支給金額に誤りがないことを複数の職員で確認することとした。</p> <p>(令和6年6月28日・第527号)</p>

(イ) 注意

対象機関	監査の結果(監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置(措置の公表日・県報の号数)
環境部 みどり自然課	令和4年度に締結した「社会資本整備総合交付金(公園)工事(橋面舗装・木道改修)」について、契約変更をしていたが、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。 (令和5年10月6日・第454号)	再発防止のため、所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。 1 毎年度当初に所属長から所属内の全職員に監査結果を周知する。 2 執行伺の作成漏れを防ぐため、契約事務に関するチェックシートに「執行伺決裁日」の確認欄を追加した。起案者は支出負担行為決議書の起案時に必ずチェックシートを添付し、決裁権者は決裁時に執行伺が決裁済みであることを確認する。 3 自己検査チェックリストの項目に「変更契約時に執行伺を作成したか」の確認欄を追加し、各担当者が作成したチェックリストを各担当グループリーダー及び所属長に回覧することにより、複数職員でのチェックを徹底する (令和5年12月15日・第474号)

(2) 特定事務監査(テーマ監査)

ア テーマ「新型コロナウイルス感染拡大防止策について ～ウィズコロナが求められる中で、これまでの検証や今後を見据えた取組～」

(ア) 選定の趣旨

令和2年1月に国内で初の感染者が報告された後、本県でも様々な対策を全庁で取り組んでいる。

令和4年度一般会計歳出予算においても3,400億円超を計上している一方、全国的に国の交付金を活用した事業に対する会計検査院による検査では対象外経費への充当などが指摘されている。

そこで、これまでの定期監査や財政的援助団体監査及び決算審査とも連動しながら、令和4年度事業を対象として、改めて新型コロナウイルス感染拡大防止策をテーマにした監査を実施した。

(イ) 監査の着眼点

主に次の2点を着眼点とした。

- ・ 契約や補助金交付は適正に行われたか [合規性、正確性の視点]
- ・ 目的に照らし実施効果は確保されているか [有効性の視点]

(ウ) 監査の対象

- ① 検査・医療提供体制の確保・強化 【保健医療部】
- ② 感染者のフォローアップ体制や軽症者等の療養体制の確保 【保健医療部】

③ 福祉施設における感染拡大防止対策 【福祉部】

[対象機関]

所管部局	監 査 対 象 機 関
保健医療部	感染症対策課、健康長寿課
福祉部	高齢者福祉課、少子政策課

(エ) 実施期間

令和5年12月14日～令和6年2月1日

(オ) 監査の結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、その他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

(カ) 監査結果の報告に添える意見（3件）

番号	部局	機関	意見内容
1	保健医療部	感染症対策課	<p><b>【緊急時における迅速な発注業務】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止策においては、第一に県民の生命や生活を守ることを使命とした様々な対策や業務の遂行を余儀なくされた。その中で緊急時に必要となる業務委託や賃貸借、備品等の購入などの発注業務においては、迅速性が強く求められるところである。</p> <p>例えば、宿泊療養施設の確保における県内のホテル等の借上げや自宅療養者への支援に係る備品購入など、県民の不安を少しでも早く払拭することを念頭に、必要に応じた発注業務を適時・的確に実施しなければならない。</p> <p>これらの発注業務は、過去に例のない県民の生命や生活を守るという高い緊急性における迅速な対応として適切なものであった。</p>

2	福祉部 保健医療部	高齢者福祉課 感染症対策課	<p><b>【継続的な関係機関との連携の確保】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、世界各地で感染が拡大し、埼玉県でも様々な分野にわたり拡大防止策を講じてきた。その対策は、県の行政機関のみでは到底対応できるものではなく、県民や医療機関をはじめ、事業者や各種団体、国や市町村など多くの機関の協力を必要とするものであった。</p> <p>本県では対策を進める上で、特に重症化リスクの高い高齢者等への対策などに力を注ぎ、その中で、福祉施設における感染拡大対策ではクラスター対策チームCOVMAT、オンライン感染管理支援eMATなどの対策を医療機関や関係団体等と綿密に連携しながら感染の拡大に努め、大きく貢献されている。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症のような事態が再び起こりうる可能性があることを想定すると、様々な機関や団体等とともにワンチームで取り組むことが重要であることから、平時における確認など、継続的な連携の確保に努めていただきたい。</p>
3	福祉部 保健医療部	高齢者福祉課 少子政策課 感染症対策課 健康長寿課	<p><b>【得られた知見と経験、検証結果の引継ぎ】</b></p> <p>令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置付けが2類相当から5類に変更されたものの、いまだ収束には至っていない。</p> <p>県では、5類への変更を一区切りとして、令和5年12月に「新型コロナウイルス感染症対策～埼玉県の取組～」により、得られた知見や経験を取りまとめており、未知なるウイルスに対し、また、状況が次々と変化していく中で、医療・福祉関係者や県民、事業者の方々の多大な協力の下、県庁がワンチームとなって、知恵を絞り、感染防止に全力で取り組んできたことが伺える。</p> <p>本書でも触れているとおり、今後、同様な事態が再度発生する可能性は否定できない。この経験や検証結</p>

			果を風化させずにしっかりと引き継ぎ、今後とも県民の生命を守り、生活を全力で支えていただきたい。
--	--	--	---

### (3) 財政的援助団体等監査

出資団体 11 団体、指定管理者 17 団体 25 施設、補助金等交付団体 39 団体、計 75 箇所を監査しました。

#### ア 監査結果

(ア) 指摘・注意

なし

#### イ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

(令和 6 年 3 月末現在)

監査実施	監 査 結 果			令和 4 年度末 未措置	令和 5 年度措置状況		備 考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
令和 4 年度	1	0	1	1	1	—	
令和 3 年度	0	0	0	—	—	—	

#### (4) 決算審査

令和4年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

##### ア 令和4年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

###### (ア) 審査の期間

令和5年8月9日～令和5年9月14日

###### (イ) 審査意見

決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

###### (ウ) 留意又は改善を要する事項

###### ① 県税収入の確保について

県税収入は8,232億円で、法人二税や個人事業税などが増収となり、納税率は98.8%と最高記録を維持した。また、県税の収入未済額は前年度とほぼ同額の88億円となった。

個人県民税（均等割・所得割）については、引き続き市町村との緊密な連携のもと収入未済額の多い市を中心に効果的な支援を行い、納税率向上と収入未済額の圧縮に努めていただきたい。

個人県民税（均等割・所得割）以外の税目については、滞納事案について滞納整理の早期着手及び進行管理を徹底し、早期段階での事案完結に努めるとともに、地方税統一QRコードの導入等、納税方法の多様化による納期内納税の促進に努めていただきたい。

###### ② 持続可能な財政運営について

県債発行額は、前年度に比べて578億円減少した。県債残高は前年度末残高から585億円減少し、県民一人当たりの残高は前年度より1万円減少し約51万円に相当する。

今後も、有利な県債の活用を基本に県民にとって真に必要な投資を行う一方、将来世代に過大な負担を残すことがないように、引き続き県債残高の適正な管理を行うとともに、フレックス枠やESG債などの多様な発行方法により、安定した県債の発行に今まで以上に努めていただきたい。

本県の財政状況や不測の事態に備えるためにも、行財政改革プログラム（計画期間：令和5年度～7年度）に基づき、効率的な業務執行体制と足腰の強い行財政基盤を構築するとともに、財源調整のための基金残高を確保するよう努めていただきたい。

###### ③ 収入未済額の縮減について

一般会計及び特別会計の収入未済については、平成26年4月に施行された「埼玉県債権の適正な管理に関する条例」及び「債権管理マニュアル」に基づく適正な管理を行い、債権回収と不良債権処理に努めているが、総額では110億7,131万円で、前年度と比較すると一般会計では2億4,566万円増加し、特別会計では1億6,087万円減少し、合計8,479万円増加している。



一般会計未収金の主な増加である埼玉県感染防止対策協力金の返還金の未収金については、納入義務者の経済状況を正確に把握し、確実に返還を求めるように努めていただきたい。また、コロナ禍において緊急に大量の件数を迅速に処理する必要があったことは認めるが、後日返還を求める事態となったことを踏まえると、同様な事態の発生に備えて審査体制の在り方など、改善点を共有するよう努めていただきたい。

特別会計で収入未済額が最も多い母子父子寡婦福祉資金特別会計の貸付金については、コロナ禍による貸付金額の増加に伴い、今後、収入未済額が更に増加するおそれがあり、長期滞納に移行しないよう借受者の生活状況を勘案しながら早期の返済を促すことに重点を置いて、収入未済の縮減に取り組むよう努めていただきたい。

#### ④ 財務事務の適正な執行について

定期監査における財務事務の執行状況では、事務事業の執行に当たり誤りがあり是正又は改善が必要と認められる指摘・注意事項の件数は、令和4年度が7件で前年度に比べ9件減少しているものの、内容別に見ると調達手続や契約書の記載といった契約関係の誤りが6件を占めており、依然として多い状況にある。性質別に見ると事務処理上の不注意や運用の不備などの案件が多い中、現金の亡失、事務処理のミスを私費で補填した隠蔽、入札事務における最低制限価格の情報漏洩など、故意又は重大な過失と考えられる事案が発生している。

令和2年度から内部統制制度が知事部局を対象に導入され制度として定着しつつあるが、令和5年度から新たに内部統制の対象となった教育委員会が推進部局と協力し、内部統制制度の適切な運用・効果的な活用により各機関における自律的なチェック機能を高め、県民に信頼される適正な財務事務の執行に努めていただきたい。

### イ 令和4年度公営企業会計決算（5会計）

#### （ア）審査の期間

令和5年8月9日～令和5年9月14日

#### （イ）審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

#### （ウ）留意又は改善を要する事項

#### 【埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計】

##### ① 収益の確保等

埼玉県総合リハビリテーションセンター経営改善アクションプラン（病院部門）

【令和3年度～令和5年度】の主な目標指標について、令和4年度の実績値をみる

と、効率的な入退院調整や土休日のリハビリテーション提供などの取組により、新型コロナウイルス感染症病床を除いた一般病床の病床利用率、経常収支比率、新規入院患者数及び職員一人当たりのリハビリテーション年間提供単位数は目標を達成した。一方で、新型コロナウイルス感染症患者の減少などにより、新型コロナウイルス感染症病床を含めた全体の病床利用率、医業収支比率及び新規外来患者数は目標を下回った。

令和3年度の実績値と比較すると、入院・外来とも延べ患者数が増加し病床利用率が向上した。医業収支差については、光熱水費高騰の影響を除くと、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の水準にまで改善してきている。

更なる医業収支改善のため、今後の病棟運営を適切に行い、病床利用率の向上や患者数の増に取り組み医業収益を確保するとともに、的確な経営分析に基づき費用の最適化を図るなど、引き続き経営改善に努められたい。

## ② 医療提供体制の充実等

令和4年3月に出された埼玉県総合リハビリテーションセンター病院部門在り方検討委員会の報告書において、総合リハビリテーションセンターが重点的に担うべき政策的医療が示された。これを受け、令和4年6月に、「神経難病センター」、「若年者リハビリセンター」及び「障害者医療センター」の3つのセンターを設置することにより、提供する政策的医療を明確にし、質の高い医療を提供するとともに、集患活動を強化し一定の成果を上げている。引き続き、新たに設置した各センターの取組について関係機関等へ周知し、より一層の利用拡大を図られたい。

一方で、医師や看護師、リハビリテーション専門職などについて、必要な人数を確保できていない状況が見受けられる。各センターの機能を十分発揮するためには、それらの職員の充実が必要である。引き続き、人材の確保、定着及び育成に努められたい。

## 【工業用水事業会計・水道用水供給事業会計】

令和4年度の水道用水供給事業は、電気料金の高騰等に伴う動力費等の費用の大幅な増加により事業費用が事業収益を上回り、約8億1,700万円の純損失を計上した。

企業局が令和4年2月に作成した「第5次企業局経営5か年計画」（令和4年度～令和8年度）によれば、将来的には県の給水人口は減少し水需要が減少するため、水道料金の単価を維持した場合、水道料金収入（給水収益）は減少傾向で推移すると見込んでいる。

今後の費用を増嵩させる要因として高度浄水処理施設の整備事業がある。現在、大久保浄水場と吉見浄水場において事業が進められているが、将来的に全浄水場に整備する方針である。また、県営水道は給水開始から50年以上が経過し、浄水場や送水管など水道施設の老朽化が進行しているため、施設更新や管路更新を実施していく必要がある。併せて、水道管路については約34%が耐震化に適合していないため、これらの耐震化の実施が必要である。さらに、電気料金も依然として高い価格水準にあるため水道施設の運転などの動力費に多額の費用を要しており、物価高騰に伴う人件費や薬品費などの経費も増加が見込まれる。

今後、水道事業の経営環境が厳しくなっていくことが見込まれる中で、安全・安心な水道用水を供給し持続可能な水道用水事業を継続していくためには、純損失を継続的に発生させることの無いよう、収益の根幹となる給水収益を確保することが求められる。

一方、県の現在の水道料金は61.78円/㎡で、全国21府県営水道用水供給事業者の中で3番目に安い単価（令和元年度時点）となっており、この料金は平成11年度から実質的に据え置かれている。

今後の水道料金の改定について、高度浄水処理施設や管路更新などの大規模投資に必要な事業費を含めた事業経営に係る財政シミュレーションを行い、検討することが必要である。

令和4年度の工業用水道事業は、前年度に比し電気料金の高騰等に伴う維持管理費が大幅に増加したものの、撤去費の減により事業費用が減少し、約1億1,000万円の純利益を計上した。

企業局が令和4年2月に作成した「第5次企業局経営5か年計画」（令和4年度～令和8年度）によれば、給水区域における事業所数が減少傾向にあり契約水量も減少すると見込まれるため、工業用水の料金を維持した場合、給水収益は減少傾向で推移すると見込んでいる。

一方、事業開始から50年以上が経過し管路の老朽化が進行しており、管路更新を実施していく必要があるため、施設設備の整備に係る費用増加が見込まれる。さらに、物価高騰に伴う維持管理費や老朽化に伴う修繕費などは、依然として高い水準となることを見込まれる。

このような経営環境の中で、工業用水道事業の受水事業所への料金単価については基本料金が22.53円/㎡で、平成5年度以来、実質的に据え置かれている。

そこで、健全経営を維持していくために、今後の事業経営に必要な経費を適切に反映した財政シミュレーションを行い、受水事業所に経営状況を丁寧に説明するなど、料金の改定について検討することが必要である。

#### 【流域下水道事業会計】

本県の流域下水道事業は8つの流域下水道で構成され、47市町の公共下水道から下水を受け入れている。その受入れた下水を9つの水循環センターで終末処理を行い、河川に放流している。

汚水処理などの維持管理費用は、主として各流域市町の住民からの下水道使用料等を原資とする市町の維持管理負担金で賄っている。維持管理負担金は1立方メートル当たりの単価に処理水量を乗じて算定しており、単価は処理原価（減価償却費を除く）と均衡するよう概ね5年ごとに見直しを行っている。

令和4年度の決算は、世界的エネルギー価格の高騰による電気料金・薬品価格の高騰などの影響を受けて、維持管理経費が前年度と比較して約4.4億円増加した。処理水量は前年度と比較して1,727万立方メートル減少の2.6%減となり、維持管理負担金が前年度と比較して約4.9億円減少したことにより、純損失が約2.5億円となり、前年度と比較して、約4.7億円悪化している。

## 収益的収支の状況

収益 485億円	維持管理負担金 227	一般会計 繰入金 61	長期前受金 戻入 189	その他 8	純損失 25
<small>消費税及び地方消費税を含まない</small>					
費用 510億円	維持管理費 263		支払 利息 8	減価償却費等 239	

今後も電気料金の高騰の影響は続き、費用は高水準のまま推移すると推測される。費用に見合った収益を確保するためには、流域下水道事業収益の中核である維持管理負担金を見直す必要がある。

維持管理負担金は、概ね5年ごとに改定の検討を行っているが、赤字決算が継続する状況においては、機動的に対応できるようにサイクルを見直すことを検討する必要がある。

また、維持管理負担金は、流域ごとに定められた単価により、各市町が処理水量に応じて負担している。単価の算定は、流域ごとに推計した処理水量を用いて計算している。負担金改定に当たり、市町に流域ごとの経営状況をご理解いただくためには、事業全体の決算分析のみならず、流域ごとのセグメント情報に基づく決算分析を行い、さらに精緻な収支シミュレーションを行う必要がある。

## (5) 健全化判断比率等審査

令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

### ア 健全化判断比率

#### (ア) 審査の期間

令和5年8月9日～令和5年9月14日

#### (イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 【参考】

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字	黒字	3.75%未満
②連結実質赤字比率	黒字	黒字	8.75%未満
③実質公債費比率	10.7%	10.7%	25%未満
④将来負担比率	156.5%	157.9%	400%未満

・実質公債費比率の全国平均は、10.1%（埼玉県は比率が低い順で全国22位）

・将来負担比率の全国平均は、154.2%（埼玉県は比率が低い順で全国18位）

#### (ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、前年度と比較すると実質公債費比率は同率を維持し、将来負担比率は改善している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

#### 【参考】

##### ○ 健全化判断比率

###### ・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

###### ・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

###### ・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

###### ・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

## イ 資金不足比率

### (ア) 審査の期間

令和5年8月9日～令和5年9月14日

### (イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 【参考】

審査対象の会計	令和4年度	令和3年度
総合リハビリテーションセンター病院事業会計	資金不足なし	資金不足なし
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

### (ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金剰余となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

#### 【参考】

##### ○ 資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

※ 資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額  
事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

## (6) 住民監査請求監査

令和5年度に監査結果を公表した住民監査請求は、令和4年度に受け付け令和5年度に審議を継続した請求1件です。また、受付後に却下した住民監査請求は4件です。

なお、その他、監査委員除斥により監査を実施しなかった事例が1件あります。

### ア 令和3年度政務活動費に関する件について

受付日 令和5年3月20日 結果通知日 平成5年4月28日（棄却）

#### 〈請求の要旨〉

令和3年度の埼玉県議会議員による政務活動費に不当な支出があったので、

埼玉県議会議員自由民主党議員団 719,506円

無所属県民会議 4,800円

埼玉民主フォーラム 18,600円

日本共産党埼玉県議会議員 63,518円

龍志会 300円

を県に返還させるよう埼玉県知事に対して措置請求する。

令和3年度の政務活動費の不当な支出は下記のとおり。

ア 埼玉県議会議員の各位は政務活動費の支出に係る領収書の記載について不備、不足があり、その支出は認められない。

イ 領収書の宛名は発行者が書かなければならない。

ウ 領収書の宛名は氏名を書かなければならない。

エ 領収書は後日に加筆はできない。

オ 党印を発行者は持っておらず、後日第三者が押印したもので無効である。

カ 用途を明らかにしなければならない。

キ 政務活動の対象外への支出は認められない。

ク 各事業の運営費に政務活動費は充当できない。

ケ 宗教活動への支出は認められない。

コ 用途名に代名する形容は不実で活動の実体を現さず用途不明になるので、上記の記載内容が不足していれば支出は証明されず、偽造とみられる。

#### 〈監査結果の概要〉

本件請求については、以下により、理由がないものと判断し棄却する。

- (1) 請求人は、グラウンドゴルフ同好会の運営費、故人の業績を表彰する活動、ティーボール大会の運営費、グラウンドゴルフ会費、精神活動・宗教活動団体の会費、歴史思想観を働きかける集会の参加費、年金組合活動の会費、倫理活動団体の会費等、精神活動・宗教活動団体への参加費については、政務活動費の支出の対象ではないと主張する。

しかしながら、議員活動は、広範かつ多様のため、関係する相手方の名称のみをもって政務活動の是非は判断できない。また、これらの団体の活動への参加が、必ずしも自身の遊戯活動や精神活動・宗教活動を意味するわけではない。

したがって、これらの団体の活動の参加については、運用指針に定める「各種団体等との意見交換」や「各種団体等が開催する会議、式典等への参加」に要する費用から逸脱しているとまではいえない。

(2) 請求人は、勉強会や調査研究補助という用途はないので、これらに支出した金額は返還されるべきと主張する。

しかしながら、運用指針では、勉強会は、調査研究費において、対象となる活動の例として充当が認められている。また、用途欄を記入する際は、特定の名称や個別名称等を記載することまでは求められているものではないため、用途の欄に調査研究補助費と記載していることについては認められる。

したがって、これらの記載に不備があるとはいえない。

(3) 請求人は、領収書の記載について不備、不足があると主張している。具体的には領収書の宛名に氏名が書かれていない、発行者が書いていない、後日加筆されている、党印を後日第三者が押印していると主張している。

しかしながら、運用指針においては、証拠書類として提出される領収書について、5つの記載事項の「一部が記載されていない場合は『領収書等貼付用紙』の余白に補記する」としている。そして、領収書に宛名が記載されていない場合においても、領収書等貼付用紙の余白に補記があれば証拠書類としては認められる。補記は様式の余白に行うものであるため、領収書への加筆には当たらない。また、宛名を加筆したと見られる領収書はなかった。

したがって、これらの領収書に改ざんや証拠書類としての不備があるとはいえない。

(4) 請求人は、請負業者名が公開されていない、と主張している。

しかしながら、請求人の指摘箇所については、個人情報に該当することから、「埼玉県議会情報公開条例」に基づき、非公開となっているだけであり、議会事務局に提出されているものには、請負業者名が記載されている。

したがって、当該箇所は不備ではない。

(5) 請求人は、同伴者の食事は支出できない、事務員のセミナー代は支出できないと主張している。

しかしながら、運用指針において、「会派又は会派の所属議員の雇用する職員が、政務活動の補助者の立場で参加した研修等の費用についても対象とすることができる」と定められている。

したがって、当該支出は認められる。



## (7) 内部統制評価報告書審査

令和4年度内部統制評価報告書について審査した結果の概要は次のとおりです。

### ア 審査の着眼点

監査委員による令和4年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

### イ 審査の実施方法

令和4年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

### ウ 審査結果

令和4年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

(備考) 内部統制評価報告書の評価対象期間において、運用上の重大な不備があった。

### エ 審査意見

審査において、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

#### (ア) 業務における重大な不備事案への対応について

評価対象期間において業務における運用上の重大な不備を把握したが、対象の事案はあらかじめリスク設定されていない職員の不正行為によるものであった。リスク設定は各課所が自主的に行うものであるが、あらかじめ設定することで毎年チェック機能が働くため一定の牽制効果があると考えられる。不正行為はすべての課所に起こりうることを念頭に、適切にリスク設定を行うとともに、実効性のある対応策が整備され有効に運用されているか、しっかりと確認・評価していただきたい。

#### (イ) リスク評価シートの適切な見直しについて

リスクの低減を図っていくためには、業務における運用上の不備があった事案を繰り返し発生させないよう、各課所においてP D C Aサイクル(整備、運用、評価、見直し)の各段階の取組を着実にいきなり充実させていくことが重要であるが、次年度のリスク評価シートに改善状況が反映されていないなど見直しが十分に行われていない事例が散見され、推進部局及び評価部局においても十分に確認が行われていないと思われる。

チェックシートによるチェック項目の追加など不備の状況を踏まえたリスク評価シートの見直しが適切かつ確実に実施され、各課所の自律的な取組を更に促進するよう、推進部局とともに取り組まれない。

**(ウ) 聴取調査を活用した制度への理解の浸透について**

業務における内部統制の評価は書面調査が基本となるが、毎年度全体の3分の1程度の課所を対象に聴取調査を実施している。対象課所にとって制度の趣旨や目的の理解を深める機会となるとともに、評価部局にとってはリスクの選定理由や具体的な取組内容を確認する好機となる。聴取調査を通じて、職員一人一人の制度への一層の理解浸透を着実に図るとともに、特に新たに対象となる教育委員会についてオンラインを活用するなど、工夫しながら調査を実施していただきたい。

**(エ) 対象機関拡大による内部統制の相互効果について**

令和5年度から教育委員会が内部統制制度の対象に加わった。教育委員会においては導入初年度から制度が有効に機能するよう推進部局と協力して取り組むとともに、知事部局におけるこれまでの知見が教育委員会の評価に生かされ、双方の評価結果が相互に有効に作用するよう情報共有と整合性の確保に努められたい。

《資 料 編》

## 令和5年度に公表又は提出した監査の結果等

### 1 定期監査

#### (1) 定期監査年度別実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
令和元年度	581	279	302	48
令和2年度	581	278	303	48
令和3年度	581	290	291	50
令和4年度	580	281	299	48
令和5年度	582	284	298	49

(2) 監査の結果等

ア 令和5年度第1回

提出(令和5年 9月25日)

公表(令和5年10月 6日)

(ア) 監査の対象機関 190機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、産業創造課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、全国植樹祭推進課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育委員会	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高

	校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、保安課、生活経済課、サイバー対策課、サイバー捜査課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

令和5年4月13日～令和5年8月10日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	環境部	みどり自然課	令和4年度に締結した「社会資本整備総合交付金（公園）工事（橋面舗装・木道改修）」について、契約変更をしていたが、契約変更に係る執行伺を作成していなかったことは不適切であった。

イ 令和5年度第2回

提出（令和5年12月5日）

公表（令和5年12月15日）

（ア） 監査の対象機関 24機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
総務部	川越県税事務所、朝霞県税事務所
福祉部	西部福祉事務所
保健医療部	坂戸保健所
産業労働部	職業能力開発センター、計量検定所
農林部	水産研究所
県土整備部	行田県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、越谷県土整備事務所
都市整備部	営繕・公園事務所
企業局	新三郷浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
下水道局	荒川右岸下水道事務所
教育委員会	久喜図書館、大宮商業高等学校、三郷特別支援学校、久喜北陽高等学校、坂戸高等学校

（イ） 監査実施日

令和5年8月23日～令和5年10月13日

（ウ） 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 なし

ウ 令和5年度第3回

提出（令和6年 2月21日）

公表（令和6年 3月 5日）

（ア） 監査の対象機関 228機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、上尾県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、中央児童相談所、川越児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、草加児童相談所
保健医療部	南部保健所、春日部保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、花と緑の振興センター、寄居林業事務所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所、鉄道高架建設事務所



都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育委員会	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、大宮光陵高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川越高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越南高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、児玉高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、所沢高等学校、豊岡高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾特別支援学校上尾南分校、入間わかくさ高等特別支援学校、岩槻はるかぜ特別支援学校、春日部特別支援学校、春日部特別支援学校宮代分校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、騎西特別支援学校北本分校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、久喜特別支援学校白岡分校、熊谷特別支援学校、狭山特別支援学校、狭山特別支援学校狭山清陵分校、秩父特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、宮代特別支援

	学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、蕨警察署、武南警察署、草加警察署、鴻巣警察署、川越警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署

(イ) 監査実施日

令和5年10月16日～令和5年12月21日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	和光特別支援学校	日額の会計年度任用職員（調理補助員）の報酬について、少なくとも令和4年度内に22日間にわたり勤務実態のない休日を支給対象として支出していたことは、著しく不適切であった。令和3年度以前も含め、同様の取扱による過支給額については速やかに戻入処理すべきである。 また、報酬の支給に当たり、チェック体制や職員に対する管理監督が不十分であり、不適正な事務の管理執行体制となっていた。

b 注意事項 6件（6機関）

番号	部局	機関	概要
1	県土整備部	飯能県土整備事務所	令和4年度及び令和5年度の「産廃処理業務委託（単価契約）（役務費）」において、契約書に記載していない種類の産業廃棄物の処理を委託していたことは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に照らし不適切であった。
2	県土整備部	総合治水事務所	令和5年度に締結した「河川維持修繕工事（新方川樋管昇降階段移設工）603」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。

3	教育委員会	さきたま史跡の博物館	令和5年度分の園地管理業務委託（1～8工区）、刈草処分業務委託、園地管理業務委託（樹木剪定）の計10件の契約について、予定価格調書を封書していなかったことは不適切な事務処理であった。
4	教育委員会	上尾高等学校	検定等に係る行政財産使用許可に伴う管理費（電気料）について、夏季や冬季に使用した際、冷暖房設備の使用料を徴収していないことから、徴収額が過小となったことは不適切であった。 また、使用許可に当たり、冷暖房の使用を確認していなかったことは不適切であった。
5	教育委員会	川越特別支援学校	令和5年度の都市ガス受給契約に係る一般競争入札について不落となったが、予定価格を変更しないまま応募者から提出された当初入札額と同額の見積書をもって契約を締結したことにより、結果として契約額が予定価格を超過したことは不適切であった。
6	警察署	飯能警察署	令和5年度に締結した「非常用発電設備修繕」について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴取していなかったのは不適切であった。

c 監査結果の報告に添える意見 1件（1機関）

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	近代美術館	<p>【受付及び監視業務の委託化による経済性の発揮について】</p> <p>近代美術館では常設展や企画展の受付及び監視業務を会計年度任用職員40名が展示状況に応じてシフトを組みながら行っている。当該職員の報酬及び費用弁償額は令和4年度実績で32,104,156円の支出額であるほか、シフト調整や勤務・サービスの管理は総務担当の常勤職員が担い、相当の事務量が生じている。</p> <p>受付及び監視業務は観覧料の收受、展示品の案内、来館者の適切な鑑賞の監視といった内容であるが、同種業務のある同規模施設を調査したところ、以前から長期継続契約により委託化しており、円滑に運営されている事例もある。</p> <p>そこで、近代美術館においても受付及び監視業務を委託化することは十分可能であり、事例施設の契約状況等を参考にして当館の委託額を試算したところ、実績ベースでは約5%・150万円程度、予算ベースでは約17%・630万円程度の経費削減が可能と想定される。さらに、競争入札に付した場合、更に経済性が発揮されることが期待できるとともに、現状の会計年度任用職員のシフト調整や勤務管理業務に要する事務量と委託した場合の事業者への監督業務に要する事務量を比較しても常勤職員の業務量が大きく軽減されることが考えられる。</p>

		<p>また、企画展に係る当初予算額は減少傾向にあり、これと比例するように令和4年度における企画展観覧者数は新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年度と比較し約半減しており、観覧者数の増加による特定財源収入の確保の観点から、展示内容の充実が求められる。</p> <p>電気料の高騰など施設の維持管理コストが増加する中でも低廉な観覧料を維持しつつ、限られた予算でより多くの県民に来館いただく魅力的な展示をするため、受付及び監視業務の委託化について、具体的に検討していただきたい。</p>
--	--	---

エ 令和5年度第4回

提出（令和6年 6月18日）

公表（令和6年 6月28日）

（ア） 監査の対象機関 140機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	南西部地域振興センター、県央地域振興センター、西部地域振興センター
総務部	さいたま県税事務所、川口県税事務所、所沢県税事務所、東松山県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
環境部	西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所
福祉部	発達障害総合支援センター、精神保健福祉センター、南児童相談所、所沢児童相談所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、草加保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央高等技術専門校、川口高等技術専門校
農林部	秩父農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場、茶業研究所
県土整備部	総合技術センター
都市整備部	川越建築安全センター
教育委員会	南部教育事務所、西部教育事務所、嵐山史跡の博物館、文書館、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮中央高等学校（通・定）、大宮東高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、川口高等学校、川口工業高等学校、川口東高等学校、川越工業高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、北本高等学校、芸術総合高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、坂戸西高等学校、狭山工業高等学校、志木高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、常盤高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等

	<p>学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、与野高等学校、和光高等学校、蕨高等学校、上尾かしの木特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、川口特別支援学校、川口特別支援学校鳩ヶ谷分校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、戸田かけはし高等特別支援学校、蓮田特別支援学校、東松山特別支援学校、東松山特別支援学校嵐山学園分校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、朝霞警察署、新座警察署、上尾警察署、東入間警察署、西入間警察署、小川警察署、越谷警察署、吉川警察署</p>

(イ) 監査実施日

令和5年11月16日～令和6年1月31日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 なし

## 2 財政的援助団体等監査

### (1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）、公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

#### ア 令和5年度監査実施団体

種別	法人名	施設名
出資法人	埼玉高速鉄道(株)	
	(公財)埼玉県国際交流協会	
	(公大)埼玉県立大学	
	(地独)埼玉県病院機構	
	(地独)埼玉県病院機構(埼玉県立循環器・呼吸器病センター)	
	(地独)埼玉県病院機構(埼玉県立小児医療センター)	
	(公財)埼玉県産業振興公社	
	(地社)埼玉県農林公社	
	埼玉県道路公社	
	(一財)埼玉県河川公社	
	(株)さいたまアリーナ	
	埼玉県住宅供給公社	
	(公財)埼玉県下水道公社	
	計	法人数
指定管理者	NPO法人地域環境緑創造交流協会	埼玉県平和資料館
	(公財)いきいき埼玉	県民活動総合センター
	(公財)埼玉県芸術文化振興財団	埼玉会館
	アクティオ(株)	生活科学センター
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	児童養護施設上里学園
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	児童養護施設おお里
	(社福)埼玉県社会福祉事業団	児童養護施設いわつき
	(社福)恩賜財団済生会支部埼玉県済生会	精神保健福祉センター自立訓練施設
	(公財)埼玉県産業文化センター	産業文化センター
	(株)さいたまアリーナ	さいたまスーパーアリーナ
	(公財)埼玉県公園緑地協会	熊谷スポーツ文化公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	こども動物自然公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	加須はなさき公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	川越公園
	(公財)埼玉県公園緑地協会	しらこぼと公園
	日本環境マネジメント(株)	吉見総合運動公園
	(公財)埼玉県生態系保護協会	荒川大麻生公園
	和光樹林公園パートナーズ	和光樹林公園
	和光樹林公園パートナーズ	新座緑道
	彩の森入間公園パートナーズ	彩の森入間公園
	特定非営利活動法人幸手権現堂桜堤保存会	権現堂公園
	埼玉県住宅供給公社	特別県営住宅
	埼玉県住宅供給公社	特定公共賃貸住宅
	名栗フィールドパートナーズ	名栗げんきプラザ
(株)サンアメニティ	長瀬げんきプラザ	
計	指定管理者	17団体25施設

種別	法人名	施設名
補助団体	(学)自由の森学園	
	(学)秋草学園	
	(学)小松原学園	
	(学)聖望学園	
	(学)東京成徳学園	
	(学)三幸学園	
	(学)所沢文化幼稚園	
	(学)ヨハネ学園	
	(学)平原学園	
	(学)前島学園	
	(学)植竹学園	
	(学)戸井田学園	
	(学)朝霞たちばな学園	
	(学)古里学園	
	(学)藤原学園	
	(学)むさしの学園	
	(学)美濃部学園	
	(学)並木学園	
	(学)深井学園	
	(学)松沢学園	
	(学)朝霞学園	
	(学)若山学園	
	(学)上松学園	
	(学)上尾田中学園	
	(学)鴻巣佐藤学園	
	(福)久喜同仁会	
	(福)武蔵野福祉会	
	(福)朋映会	
	(福)隆信会	
	(株)メディカル・ケア・サービス	
	(株)SOYOKAZE	
	東松山市商工会	
	飯能商工会会議所	
	鶴ヶ島市商工会	
	ヤマト運輸(株)	
	(株)日本医科学研究所	
	(株)ケアプラス	
	(株)かくの木	
	BFC(株)	
計	補助団体	39団体
	監査実施団体 計	75箇所

(2) 監査結果

指摘・注意なし



### 3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

#### (1) 年度別処理状況（過去5年分）

[年度は受付年月日により整理]

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勧 告	棄 却	却 下		
平成30年度	2	—	(*1) 1	1	—	(*1)一部却下1
令和元年度	0	—	—	—	—	
令和2年度	0	—	—	—	—	
令和3年度	1	—	—	1	—	受理せず却下
令和4年度	(*2) 6	—	(*3) 2	3	—	(*2) 令和5年度継続審議1 (*3)一部却下1
令和5年度	(*4) 5	—	(*2) 1	4	—	(*2) 継続審議 棄却1 (*4) ・受理せず却下4 ・監査委員除斥による監査未実施1

#### (2) 請求事案及び結果（過去5年分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
30. 9. 13	準学校法人Aへの私立学校運営費補助金に関する件	30. 10. 11 却下	
31. 2. 6	旧本庄北高等学校の土地建物売買契約に関する件	31. 3. 14 棄却 (一部却下)	

R4. 2. 7	県費負担教職員の給与に係る埼玉県教育委員会に関する措置請求について	R4. 2. 16 却下	受理せず却下
R4. 6. 28	埼玉県議会議事堂警備業務委託に関する措置請求について	R4. 8. 4 却下	受理せず却下
R4. 9. 21	国葬に係る知事及び県警職員の派遣費用に関する措置請求について	R4. 11. 16 棄却	
R4. 10. 6	さいたま緑のトラスト協会に関する措置請求について	R4. 11. 28 棄却 (一部却下)	
R5. 3. 6	朝霞児童相談所（仮称）建設に関する措置請求について	R5. 3. 14 却下	受理せず却下
R5. 3. 20	令和 3 年度政務活動費に関する措置請求について（その 1）	R5. 5. 12 棄却	R5 継続審議
R5. 3. 20	令和 3 年度政務活動費に関する措置請求について（その 2）	R5. 3. 31 却下	受理せず却下
R5. 4. 7	朝霞児童相談所（仮称）建設に関する措置請求	R5. 4. 28 却下	受理せず却下
R5. 6. 12	ハイペースで多数接種を行う医療機関に対する支援金支給に関する措置請求	R5. 7. 19 却下	受理せず却下
R5. 7. 31	PCR検査等無償化事業補助金・ハイペースで多数接種を行う医療機関に対する支援金支給等に関する措置請求	R5. 8. 29 却下	受理せず却下
R5. 11. 17	PCR検査等無償化事業補助金・ハイペースで多数接種を行う医療機関に対する支援金支給・埼玉県ワクチン接種会場設営と運営費支払、不適法却下した監査委員に対する損害賠償請求等に関する措置請求	監査未実施 (監査委員が全員除斥されたため監査を実施することができない)	請求人が求める措置等に「監査委員に対する損害賠償請求」の記載があり、地方自治法第 199 条の 2 における監査委員の自己に直接利害関係のある事件に該当
R6. 3. 15	妊婦 PCR 検査費用助成・5 類移行後の新型コロナワクチンバス派遣等に関する措置請求	R6. 3. 19 却下	受理せず却下